

tiracchāna-kathā ṽ tiracchāna-kathika

関 稔

(一) 『律』の伝えるところによれば、房舎と配食の係であるダツバ・マツラプッタ(Dabba Mallaputta, 沓婆摩羅子)は次のようにして房舎の配分を行なったという。

「尊者ダツバ・マツラプッタは、権限を与えられて、同類の比丘たちには、同一の場所に房舎を用意した。誦經者(suttantika)である比丘たちのために、△かれらが互いに誦經するように▽と、同一の場所に房舎を用意した。持律者(vinaya-dhara)である比丘たちのために、△かれらが互いに律を研究するように▽と、同一の場所に房舎を用意した。説法者(dhamma-kathika)である比丘たちのために、△かれらが互いに教法を論ずるように▽と、同一の場所に房舎を用意した。禪者(jhāyin)である比丘たちのために、△かれらが互いに妨害しないように▽と、同一の場所に房舎を用意した。tiracchāna-kathikaである身体強健な比丘たちのためにも、△これで、この尊者たちが快適に過ごすように▽と、同一の場所に房舎を用意した。夜おそくにやって来る比丘たちのためにも、火光三昧に入つて、その光で房舎を用意した。」

〔時尊者沓婆摩羅子、即為僧、分臥具。同意者共同。阿練若阿練若共同、乞食乞食共同、納衣納衣共同、不作余食法不作余食法共同、一坐食一坐食共同、一搏食一搏食共同、塚間坐塚間坐共同、露坐露坐共同、樹下坐樹下坐共同、常坐常坐共同、隨坐隨坐共同、三衣三衣共同、唄囉唄囉共同、多聞多聞共同、法師法師共同、持律持律共同、坐禪坐禪共同。〕⁽¹⁾

ここに挙げたのは『パーリ律』と『四分律』の所伝である。このような記事から初期の教団における修行者の生活の一端を垣間見ることができ、經典や戒律の伝持、修業の方法などについて既に分業や専門化の傾向が現われていることを反映しているであろう。

ところで、いま問題にしたい tiracchāna-kathika については、注にも示したように他の漢訳の『律』にも対応する訳語が見られず、その正体は把握しがたい。このパーリ文の記述を読むかぎりでは、tiracchāna-kathika が誦經者や持律者や説法者といった人々と同列に扱われているかのような印象を受けるほどである。⁽²⁾しかし、この印象が場違いなものであることは以下において明らかになる。

(I) tiracchāna-kathika は ∨tiracchāna-kathā を語る者∨のことであるので、次に tiracchāna-kathā について詮索する。パーリ仏典には二つの用例がある。一つは『論事』の用例で、∧天界における畜生の有無に関する論議∨をさし、∧有∨とする見解はアンドラ派などの異執であるとして排斥されている。⁽³⁾他の一つは、∧世俗の事象に関する話∨で、「出離のために資することなく、天上や解脱への覆いになる話」⁽⁴⁾などと注釈される。tiracchāna-kathika が問題となるのは専ら後者との関連においてである。

それでは、*tiracchāna-kathā* とはどのような内容のものであり、どのように取り扱われるべきものであるか。經典は次のように説明している。

「あるいは、ある尊敬すべき沙門や婆羅門のどこときは、信心から施された食べものを食べていながら、かれらは国王の話 (*rāja-kathā*)、盗賊の話 (*cora-k.*)、大臣の話 (*mahamatta-k.*)、軍隊の話 (*senā-k.*)、恐怖の話 (*bhaya-k.*)、戦闘の話 (*yuddha-k.*)、食べものの話 (*anna-k.*)、飲みものの話 (*pana-k.*)、衣服の話 (*vattha-k.*)、寢床の話 (*sayana-k.*)、花環の話 (*malā-k.*)、香料の話 (*gandha-k.*)、親戚の話 (*nāti-k.*)、乗りもの話 (*yāna-k.*)、村の話 (*gāma-k.*)、町の話 (*nigama-k.*)、都市の話 (*nagara-k.*)、地方の話 (*janapada-k.*)、女の話 (*itthi-k.*)、男の話 (*purisa-k.*)、英雄の話 (*sūra-k.*)、街路の話 (*visikha-k.*)、井戸端の話 (*kumbhatihāna-k.*)、亡霊の話 (*pubbapeta-k.*)、雑多な話 (*nānatta-k.*)、世界の話 (*lokakkhyāyika*)、海の話 (*samuddakkhyāyika*)、こうであったこうでなかったとの話 (*itibhavābhava-k.*) のような *tiracchāna-kathā* に耽って過⁽⁶⁾している。沙門ゴータマは、このような *tiracchāna-kathā* から遠ざかっている。

〔如余沙門婆羅門、食他信施、但説遮道無益之言・王者戦闘軍馬之事・群僚大臣騎乘・出入遊戯園觀、及論臥起行歩女人之事・衣服飲食親里之事、又説入海採宝之事。沙門瞿曇無如此事。〕⁽⁷⁾

「比丘たちよ、国王の話……のような *tiracchāna-kathā* に耽⁽⁶⁾って過⁽⁶⁾すことは良家の子息であり信をもつて家を出て家なき生活に入ったおまえたちにとって、適切なことではない。」⁽⁶⁾

「そのとき、遊行者のニグローダは騒しく高く大きな声で、国王の話……のような tiracchāna-kathā を談ずる多くの遊行者の徒衆とともに坐っていた。

〔有一梵志、名尼俱陀。……時諸梵志衆、聚一处、高声大論、俱説遮道濁乱之言、以此終日、或論国事、或論戰闘兵杖之事……。〕⁽⁷⁾

以上二例を紹介したが、tiracchāna-kathā がどのようなものであるか了解されよう。『大義釈』などによれば、tiracchāna-kathā⁽⁸⁾には三十二種があるとされるが、その数はともかくとして、世俗の事象を話題に供することは、どのような類のものであれ、原則的には、修行に資せざることであり、異教徒や俗人の所行であると理解された。世尊がみずからにも弟子たちにも厳しく禁止されたところである。こうした精神は当然発展した仏教にも継承された。以下に大乘仏典での△国王の話、盜賊の話……▽という表現の用例を眺めてみよう。

「かれら（不退転の菩薩）は蘊・処・界・縁起（の話）に耽って過ごすことはない。交際の楽しみ話に……。国王の話に……。軍隊の話に……。村・町・都市・地方・国・王宮の話に……。自分の話に……。大臣・宰相の話に……。女・男・去勢された人の話に……。乗りもの・庭園・僧院・樓閣・湖・池・貯水地・蓮池・森・林・山の話に……。夜叉・羅刹・餓鬼・奇臭鬼・食精鬼の話に……。道路・四辻・三叉路・街路・商店・駕籠・家族の話に……。歌・踊り・小咄・舞踊家・俳優・旅芸人の話に……。海・川・島の話に……。理法に反する話に……。凡人の喜ぶ話に耽って過ごすことはない。そうではなくて、智慧の完成の話に耽って過ごすのである。

〔阿惟越致菩薩不樂說雜事・官事・戰鬥事・寇賊事・域邑聚落事・象馬車乘衣服飲食臥具事、不樂說大海事、不樂說惱他事、不樂說種種事、但樂說般若波羅密。〕⁽⁹⁾」

「(如来が入滅して)……教説はいくつにも引き裂かれ、説法はこなごなに破壊され、中間の極めて長い時代の汚濁が現われ、比丘たちは仏陀の教説の功德を求めることなく、官能の喜びに耽り、国王・盜賊の話を楽しみ、女・地方・海の話を楽しむ。

〔正法欲滅、於大劫起中、有惡劫起、煩惱熾盛、衆生恚怒忿毒交諍、諸比丘衆背功德利、心樂放逸、常好王論・賊論・女論・国論・海論・世間之論、樂如是等種種論。〕⁽¹⁰⁾」

「かれら(邪惡な比丘)は国王の話を楽しみ、盜賊の話をするのを楽しみ、身内を訪ねることに心奪われて、日夜思い悩んでいる。

〔晝夜恒論国土事、亦復論説於賊盜、身心專宮親縁事。〕⁽¹¹⁾」

「遠離への障害とはなにか。快樂を貪り、多くの利得があり、多事多端、活動を楽しみ喜ぶ。……。在家や出家の人たちとの交際を楽しみ、国王の話をしたり、盜賊の話をしたり、食べものの話をしたり、飲みものの話をしたり、事物の話をしたり、娼婦の話をしたり、道路の話をしたり、国や宰相の話をしたり、海の話をしてたりする——このような利益のない話で時を過して楽しむ。いつも多くの徒衆を従え、あれやこれやの論争にこころを乱して困惑す

る。交際を楽しむ……(ことなどである。)

〔云何遠離障。謂食麤重、多事多業、多有所作、或樂事業……由此因緣、樂与在家及出家衆、談說種種王論・賊論・食論・飲論・妙衣服論・姪女巷論・諸国土論・大人伝論・世間伝論・大海伝論。如是等類、能引無義。虚綺論中、樂共談說狂、度日中。又多愛樂数与衆会。彼彼事中、令心散動。或樂雜住。……〕⁽¹²⁾

「是菩薩常不離阿耨多羅三藐三菩提、樂行畢竟空故、不喜說分別五衆十二入十八界決定相、又不喜說国王等事。如余外道受他供養、無正道故虚妄深著、心懈怠故說国事分別過去世諸王力勢等樂。阿鞞跋致菩薩不說是事。見一切世間常為無常火燒、衆生可愍、我未得仏道、我但応説度衆生法、不応説余事。一切法畢竟空故大小相不可得。賊等事亦如是。畢竟空即是如法性實際。」⁽¹³⁾

ここに、俗事を語らうことについて大乘的な解釈が見られよう。また、俗事を論議する者の出現を混乱した時代の一特徴として扱っている点も注意すべきである。しかし、以上の引用の中に、初期の仏典以来一貫した基本的な姿勢取を看取することは困難ではない。

(三) ところで、世俗的な話にパーリ仏典では一括して *tiracchāna-kathā* という総称を付しているが、それが梵語仏典でも使用されたとすれば、たとえば ‘…grāmaṁ vā nagaram vā nigamaṁ vā hanadhvaṁ vā manuṣyāṁ vā *tiracchānagatāṁ* vā…’ (*Mv*, ed. Senar, i. 17), ‘so paśyati *tiracchānagoniṣu* satvā upapannā vividhā

dukkhāni pratyānubhavanto' (ib.i.27) などの用例があるところからすれば、⁽¹⁵⁾パーリと同形であった可能性が大きい
 が、少なくとも△国王の話、盗賊の話……▽という定型的な表現とのからみでは使用された形跡はないようである。
 漢訳には、わずかに「畜生論」〔『中阿含』四七(大正一、七二〇中)、『同』四九(同一、七三九上)、『尊婆
 須蜜菩薩所集論』(同二八、七三五上)〕、「比畜生之論」〔『中阿含』五七(大正一、七八一下)〕があつて、直
 訳的である。また、「鳥論」〔『中阿含』二六(大正一、五九一下)〕は上に類するであろう。注釈にもとづく意識
 ではないかと考えられるものに、⁽¹⁶⁾「妨道法、妨道之業」〔『四分律』五三(大正二二、九六三上)〕、「遮道濁乱之言、
 遮道之論」〔『長阿含』八(大正一、四七上中)〕、「遮道無益之言」〔『長阿含』八(大正一、四七中)、『同』
 一三(同一、八四上)〕、「同」一四(同一、八九中)〕などがある。なお、「俗事」〔『五分律』六(大正二二、四
 四上)〕、「世俗談話、世俗非法之事」〔『摩訶僧祇律』二〇(大正二二、三八八中)〕などの訳語は、たとえば、
 「世間之論」〔『六十華嚴』五四(大正九、七三九上)〕と Lokayata-mantra (Gand-vy., ed. Suzuki & Idzumi,
 307)、「世語」〔『無量寿』下(大正二二、二七四上)〕と lokikī kathā (Sukh-vy., ed. Ashikaga, 52) の対応
 に見られるように、その原語は tiracchāna-kathā あるいはこれに類するものとは別のものであつたかもしれない。

(四) 六群比丘 (chabbaggiyā bhikkhū) に関して『律』に次のような記事がある。

「そのとき、長老比丘たちは比丘尼たちを教誡して、衣服や食べものや坐臥具や医薬などの必需品を手に入れた。
 そこで六人の仲間の比丘たちはこのように考えた——『友よ、いま長老比丘たちは比丘尼たちを教誡して、衣服や

食べものや坐臥具や医薬などの必需品を手に入れた。さあ友よ、われわれもまた比丘尼たちを教誡することにしよ
う』と。六人仲間の比丘たちは比丘尼たちに近付いて、次のように言った——『みなさん、わたしたちのところへも来
なさい。わたしたちも教誡しましょう』と。そこで、その比丘尼たちは六人の仲間の比丘たちのところへやって来
た。やって来て、六人の仲間の比丘たちに挨拶し、一方に坐った。ところが、六人の仲間の比丘たちはわずかな説
法をしただけで、tiracchāna-kathā をして日を過ごし、『みなさん、もう行きなさい』と言って送り出した。

〔時六群比丘教誡比丘尼、乃説余事、不説戒定智慧……。但説王者論・人民論・軍馬論・鬪諍論・大臣論・騎乘論
・婦女論・華鬘論・酒會論・姪女論・床臥論・衣服論・美飲食論・浴池娛樂論・作親里論・別異論・思惟俗事論・
入海論……。〕⁽¹⁷⁾

これは「非選而教尼戒」（比丘、波逸提）制定の因縁を伝えるものであるが、そこに六群比丘を tiracchāna-
kathā を語る者として登場させている。ここにおいては chabbaggiya bhikkhū = tiracchāna-kathikā と
いう図式が成りたつのである。六群比丘は不特定多数の所行好ましからざる比丘たちのことであるから tiracchāna-
kathika というのは、そのような有名無名の破戒比丘に附せられた蔑称であったと断定して差し支えない。だから、
真摯であるべき説法者や誦經者や持律者と同格にあるかもしれないとの(一)での印象は拭い去らねばならぬわけである。

(五) 結び (1)△国王の話、盜賊の話……▽という表現の型はやくから知られ、かなり広い範囲に使用された。そ
れに tiracchāna-kathā という総称を附したのは上座部系部派の一部（南方上座部、『中阿含』を伝持した部派など）

であろう。(2) *tiracchāna-kathika* は卑称・蔑称である。

- 1 *Vin.i.75-76;iii.159* 〔『四分律』三(大正二二、五八七中)〕。「於是陀婆即為僧作差会及分臥具。分臥具時、少欲知足少欲知足共、樂靜樂靜共、誦修多羅誦修多羅共、持律持律共、法師法師共、唄嚩唄嚩共、阿練若阿練若共、乞食乞食共、坐禪坐禪共。如是等衆行不同、各得其類。隨宜示導諸房舍處、一切比丘咸得所安。」〔『五分律』三(大正二二、一五上中)〕、「爾時長老陀驃力士子、成就五法故、僧羯磨作知臥具人。不隨愛、不隨瞋、不隨怖、不隨癡、知得不得。是人隨所応与。若阿練兒阿練兒共、持律持律共、說法說法共、誦修妬路誦修娠路共。如是同事者共。」〔『十誦律』四(大正三三、二二上)〕、「時実力子被衆差為分臥具人已。所有衆僧房舍臥具、皆依同類而処置之。經師經師共同、律師律師共同、論師論師共同、法師法師共同、禪師禪師共同。彼得隨意同住言議無違。」〔『根本説一切有部毘奈耶』一三(大正二三、六九五下)〕、「……隨品次付。若阿練若阿練若者共、乞食乞食者共、糞掃衣糞掃衣者共、一坐食一坐食者共、常坐常坐者共、露坐露坐者共、敷草坐敷草坐者共、經唄經唄者共、法師法師者共、學律學律者共、須陀洹須陀洹者共、斯陀含斯陀含者共、阿那含阿那含者共、阿羅漢阿羅漢者共、三明三明者共、六通六通者共、無威儀無威儀者共。」〔『摩訶僧祇律』六(大正三二、二八〇上中)〕。
- 2 「またこれ以外に「俗説」を語るもの(テイラッチャーナ・カティカ *tiracchāna-kathika*) もあった。これについての詳細は不明であるが、もしたただの卑称でないとすれば、通俗的な談話を得意とする元氣のよい出家者たちのことであろう。」(渡辺照宏『お経の話』一六頁)
- 3 *Kv.598-599;KvA.185.*
- 4 'anīyānikattā saḅḅamokkhamaggānaṃ tiracchānabhūta kathā.' (*DA.i.89*). [*tiracchānabhūta* = *tirokaraṇabhūta* (*DAṭṭikā.i.165*)]
- 5 *D.i.7-8* 〔『長阿含』一四(大正一、八九中)〕。『同』一三(同、八四上)、『梵網六十二見』同、二六四下) 参照〕。*D.i.66* 〔『寂志果』(大正二、二七三下)〕
- 6 *A.v.128-129.* 『増一阿含』四三(大正二、七八一下) 参照。そのほか、比丘への教誡として、*M.iii.113* 〔『中阿

- 含』(大正一、七三九上)；S.v. 419-420〔『雜阿含』一六(大正二、一〇九下)〕など。
- 7 D.iii. 36-37〔『長阿含』八(大正一、四七上中)。『中阿含』二六(大正一、五九一下)、『尼拘陀梵志』上(同二、二二二下中、二二五下)参照〕。遊行者に闍説して、D.i. 178-179; M.i. 513-514; M.ii. 1〔『中阿含』五七(大正一、七八二中下)〕；M.ii. 23〔『中阿含』四七(大正一、七二〇中)〕；M.ii. 29-30〔『中阿含』五七(大正一、七八二下)〕；A.v. 185, 189. etc.
- 8 MNd. 220, 367-368; CNd. 130 (siam. ed.); Vism. 127.
- 9 Ast-pr., ed. Vaidya, 166-167〔『小品般若』六(大正八、五六五中)〕。『放光般若』一三(大正八、八八中下)、『摩訶般若』一七(同八、二四二中下)等参照。
- 10 Gand-ry., ed. Suzuki & Idzumi, 307〔『六十華嚴』五四(大正九、七三九上)〕
- 11 Rasir., ed. Fino, 30〔『宝積』八〇(大正一一、四六三下)、『護国尊者所問』二(同二、七上)参照〕。『宝積』二(大正一一、一一下—二上中)、『大方広三戒』中(同二、六九六上)参照。
- 12 Śrāv-bh., ed. Shukra, 146〔『瑜伽師地論』二五(大正三〇、四二〇上)〕
- 13 『智度論』七四(大正二五、五七八中下)。『十住毘婆沙論』五(大正二六、四〇下)参照。
- 14 『小義釈』に「綺語(sampha-ppalāpa)」と称する例がある〔CNd. 363-364(siam.ed.)〕
- 15 Cf. Edgerton, BHSd., 253r.
- 16 註4参照。「天上への覆いとなる(saggamaggagāmane pi tiracchābhūtam)」(VA. 787)。「聖道の覆いとなる(ariyamaggassa tiracchābhūtam)」(ib. 882)。Cf. Vin. i. 188; iv. 164.
- 17 Vin.iv. 49-50〔『四分律』二二(大正二二、六四八上中)〕

なお、セイロンなどでは、『島史』が書かれたように、俗事を論ずることを正当化する考えもある(片山一良氏の教示による)。このようにしては、W. Rahula, *History of Buddhism in Ceylon*, Colombo 1956, pp. 161-162 を参照されたい。